

## 県後援名義付与に関する事務処理要領

(秘書課)

県後援名義付与の依頼があった場合、または担当部局から合議があった場合、原則として主催団体が公共性を有する団体等について、以下の基準に基づいて審査事務処理を行う。

但し、公共性のない団体等であってもその事業内容が基準に合致し適当であると思われるものについては、上記に準じた事務処理を行うものとする。

### 1. 審査

後援名義使用を承認する事業が公共の福祉に寄与するものであり、次の各号を満たすもの。

- ① 広く県民に公開されていること
- ② 特定の政治団体・宗教法人等の活動に関するものでないこと
- ③ 営利を目的としたものでないこと

### 2. 事務手続

次に掲げる事項を記載した申請書を提出させること。

- ① 主催団体名
- ② 事業名称
- ③ 事業目的または趣旨
- ④ 事業開催日
- ⑤ 開催場所
- ⑥ 事業内容
- ⑦ 参加料、入場料の有無及び金額
- ⑧ 後援（予定）先
- ⑨ その他必要と認められる書類

### 3. 承認

主催団体から申請のあったときは、基準に基づいて申請内容を検討し、申請者に承認の承諾を通知する。

### 4. 承認の取消

承認の決定後、次に掲げる事項に該当した場合は後援名義の承認を取消し、以後その他関係団体事業の後援は一切行わない。

- ① 基準に反する事項が生じた場合
- ② 申請内容に虚偽があったとき
- ③ その他承認することが不適當であるとき